

肉用子牛生産者補給金制度 契約生産者の皆さんへ

(令和4年度第3四半期 令和4年10月～12月)

令和4年度第3四半期(令和4年10月～12月)の平均売買価格が告示され、乳用種について、平均売買価格が保証基準価格を下回ったため、生産者補給金が交付されます。

なお、黒毛和種、交雑種では生産者補給金の交付はありません。

ただし、「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

生産者の皆様方におかれましても、補給金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

肉用子牛生産者補給金

「乳用種」について交付があります

(単位：円/頭)

区 分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		541,000	498,000	320,000	164,000	274,000
合理化目標価格		429,000	395,000	253,000	110,000	216,000
令和4年度 第3四半期	平均売買価格	614,000	534,100	—	127,400	301,400
	補給金単価	交付なし	交付なし	—	36,600	交付なし

※「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としています。

小さな負担で
大きな生産者補給金

制度に加入しましょうネ



<静岡県・公益社団法人 静岡県畜産協会>